

さ情審査答申第109号
平成26年 7月29日

さいたま市教育委員会
委員長 大谷 幸 男 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成25年11月11日付けで貴委員会から受けた、「平成25年1月中旬～2月中旬に行われた「リハビリ勤務」に係る所属校長の「校長所見」（以下「本件対象個人情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成25年8月16日付け教学教職第2053号によりさいたま市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「個人情報保護条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象個人情報の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 当該校長は、校長・教育者としての自覚・責任感を欠いた浅慮な言動を為すことがあり、平成25年2月中旬には校長室にて「リハビリ勤務」に係る「校長所見」に「あなたのリハビリ勤務に関しては校長として評価できない」との旨の発言があり、私は校長室から胸を突き放されて退出させられた。
- (2) リハビリ勤務を復職に向けて誠実に勤めてきた本人として校長の評価

が適切に為されたものかどうか知る権限があるものと確信している。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 審査請求人は、病気休職を取得していたところ、職務復帰に当たり、平成25年1月21日から平成25年2月15日まで、4週間の職場リハビリテーションを実施した。
- 2 病気休職者の休職、復職の発令は、さいたま市教職員健康審査会（以下「健康審査会」という。）の審査結果により、実施機関が行っており、上記職場リハビリテーションの実施を受け、所属校長が作成する「職場リハビリテーションの概要」（平成25年2月26日付け）により、平成25年3月13日開催の健康審査会で内容審査を行い、その審査結果に基づき、実施機関は審査請求人の平成25年4月1日付けの復職発令を行った。
- 3 審査請求人は、平成25年8月8日付け「個人情報開示請求書」により、「平成25年1月中旬～2月中旬に行われた「リハビリ勤務」に係る所属校長の「校長所見」の開示を請求したものであり、対象情報は、上記平成25年2月26日付け「職場リハビリテーションの概要」のうち「6 学校長等所見」に相当する。本情報は、健康審査会において、該当教職員の疾病、健康状態等を審査する目的で所属校長が作成したものであり、当該情報が職場リハビリテーション対象者本人に公開されることになれば、今後、健康審査会での審査に当たり、所属校長からの正確、率直な報告書類が提出されないおそれがあり、健康審査会での公正な審査に支障が生ずるため、個人情報保護条例第14条第3号に該当するものと判断し、不開示とする決定を行った。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、平成25年1月21日から平成25年2月15日までの間、審査請求人に対して実施された教職員職場リハビリテーション（以下「職場リハビリテーション」という。）に関して、当時、審査請求人が所属していた小学校の校長が作成した書類中にある「校長所見」である。審査請求人の平成25年8月8日付け個人情報開示請求に対し、実施機関は「職場リハビリテーションの概要」中の「6 学校長等所見」を対象個人情報として特定した。

実施機関においては、本件情報は、健康審査会において、審査請求人の疾病、健康状態等を審査する目的で所属長である校長が作成したものであ

り、本件開示請求に応じ本人に開示されることになれば、今後、健康審査会での審査に当たり、所属長である校長からの正確、率直な報告書類が提出されなくなるおそれがあり、健康審査会での公正な審査に支障が生ずると判断し、不開示決定をしたところ、審査請求人は校長の評価が適切になされたものかどうか知る権限があるとして、当該情報の開示を求めて審査請求をしたものである。

2 本件処分の妥当性について

(1) 職場リハビリテーションについて

さいたま市は、さいたま市立の学校に勤務する教職員の疾病、健康状態等を審査する、健康審査会をさいたま市教職員健康審査会条例（平成15年さいたま市条例第9号。以下「審査会条例」という。）で設置している。当該健康審査会は実施機関の諮問に応じ、教職員の疾病に関する治療の要否、勤務の可否、生活指導の内容等を審査する（審査会条例第3条第1号）。

職場リハビリテーションは、教職員の疾病のうち、精神疾患による休職中の教職員に対し、復職前に学校に適応させるための職場復帰訓練として行われる。この職場リハビリテーションの実施基準（以下「実施基準」という。）は、平成15年3月12日教育長決裁で定められている。実施基準2に、当該職場リハビリテーションの実施の手続、内容を定め、その（2）として「学校長等は、委員会及び主治医の指示のもと、概ね1か月程度の期間を定め「職場リハビリテーション」を実施する。」と定める。実施基準は、この他、学校長等は、休職者に良好な職場リハビリテーションが行われるように常に休職者を指導、監督する、併せて、職場の職員等に協力を依頼する（実施基準3（5））などの留意事項や職場リハビリテーションの終了までを詳細に定めている。

(2) 学校長等所見について

学校長等所見は、職場リハビリテーションが実施されている期間における対象休職者の職場復帰訓練の状況を基に作成される所属長の所見である。期間中の対象休職者の訓練実施の状況とその評価、職場復帰への見解などが記載されている。

この所見は、健康審査会に提出され、主治医の診断書などとともに対象休職者の復職等の判定の資料とされる。学校長等は職場リハビリテーションの実施に当たって主治医と密接な連携を取り、また実施機関の指導・助言のもと、本人が教職員として復帰し必要な業務を行えるかの観察をする重大な責務を負っている。

従って、学校長等所見は正確、率直な訓練実施の状況やその評価など

が記載されることが必要であり、健康審査会での適正かつ公正な審査の基となるものである。仮に、本件対象個人情報が開示されると、開示請求者からの当該学校長所見に対する批判、苦情、要望、質問等が寄せられることが十分考えられ、当該学校長に精神的苦痛を与えることが予想されるばかりでなく、今後の職場リハビリテーションや健康審査会の運営等にも影響するものと考えられ、当該事務事業の適正な遂行を困難にするおそれが現実的、具体的に存在するものと認められる。実施機関が個人情報保護条例第14条第3号により当該事務事業の適正な遂行を困難にするおそれがあるものとして本件対象個人情報を不開示とした本件処分は妥当である。

なお、審査請求人の不服申立書にある、「当該校長は（中略）校長、教育者としての自覚、責任感を欠いた浅慮な行動を為すことがあり云々」は、本件に関するものでなく、上記の判断に影響を及ぼすものでないの
 で言及しない。

- 3 以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|-------------|------------------|
| ① | 平成25年11月11日 | 諮問の受理（諮問第329号） |
| ② | 同 年 12月16日 | 実施機関から理由説明書を受理 |
| ③ | 平成26年 1月16日 | 審議 |
| ④ | 同 年 4月17日 | 審査請求人からの意見聴取及び審議 |
| ⑤ | 同 年 5月15日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ⑥ | 同 年 7月10日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|---------|---------|-------|
| 会 長 | 池 上 純 一 | 大学教授 |
| 委 員 | 石 川 和 子 | 弁護士 |
| 委 員 | 伊 藤 一 枝 | 弁護士 |
| 委 員 | 岡 本 弘 哉 | 弁護士 |
| 会長職務代理者 | 柴 田 雅 幸 | 行政経験者 |

(五十音順)